

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年九月一日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第九号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年八月二十四日
指定に係る道路の位置	富士見市鶴瀬東一丁目二千六百四十七ー六から 二千六百五十四ー四まで 富士見市鶴瀬東一丁目二千六百五十一ー一から 二千六百五十一ー十まで 富士見市鶴瀬東一丁目二千六百四十九ー七から 二千六百五十二ー五まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	六十五・四 三十六・〇 六十五・八
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇 六・〇 五十八・〇